

平成 29 年 2 月 22 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

洗濯表示が変わりました。

大衣類に付いている、洗濯などの「取扱い表示記号（以下、洗濯表示）」が変わりました。

これまでより、洗濯表示が細かく設定されます。ドラム式洗濯機等による「タンブル乾燥」や色柄物の衣類等の漂白に適している「酸素系漂白剤」など新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がこれまでより細かく表示されたりするようになりました。

<ひとこと助言>

- ・「洗濯表示」は「家庭洗濯」「漂白」「乾燥」「アイロン」「クリーニング」の 5 つの基本記号で構成され、記号の種類は 22 種類から 41 種類に増えました。
- ・家庭での洗濯や乾燥の記号に「タンブル乾燥」、「酸素系漂白剤」「ぬれ干し」等が加わりました。
- ・衣類等の縮みや色落ちなどの洗濯トラブルを防ぐために、適切な洗濯や干し方を確認しましょう。
- ・「新しい洗濯表示記号」は、下記よりご覧ください。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen274.html

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）はこちらの URL からご覧いただけます。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

詳細は、「新しい洗濯表示」（消費者庁）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html

全国の消費生活センター等の相談窓口

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>